

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について

2026年1月

中国経済産業局

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

中小企業を巡る厳しい経営環境

労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

成長支援・生産性向上

- 飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援
 - ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化
- 持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援
 - ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
 - ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛り込んだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

伴走支援体制の強化・金融支援 等

■プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

■金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

■重点支援交付金との連携強化

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性

1. 法の厳正な執行

- ①**中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ②**受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③**フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた業界への働きかけ強化 ※米国関税措置の影響も注視

- ①**価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「発注者リスト」公表、迅速な注意喚起、指導・助言
- ②価格転嫁を阻害する商習慣の見直し（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の改訂・徹底
- ④**パートナーシップ構築宣言**（83,172社 ※2025年12月24日時点）の周知・実効性の向上
- ⑤**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の周知・徹底

3. 取引実態の把握・相談対応

- ①**取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ②**取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ①国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進**、**低入札価格調査制度**や**最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。
- ※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）
- ②**令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法
通称：下請法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
略称：中小受託取引適正化法
通称：取適法

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

下請代金

製造委託等代金

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、運輸業その他)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い			常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い			常時使用する従業員100人以下（個人含む）

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・88団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

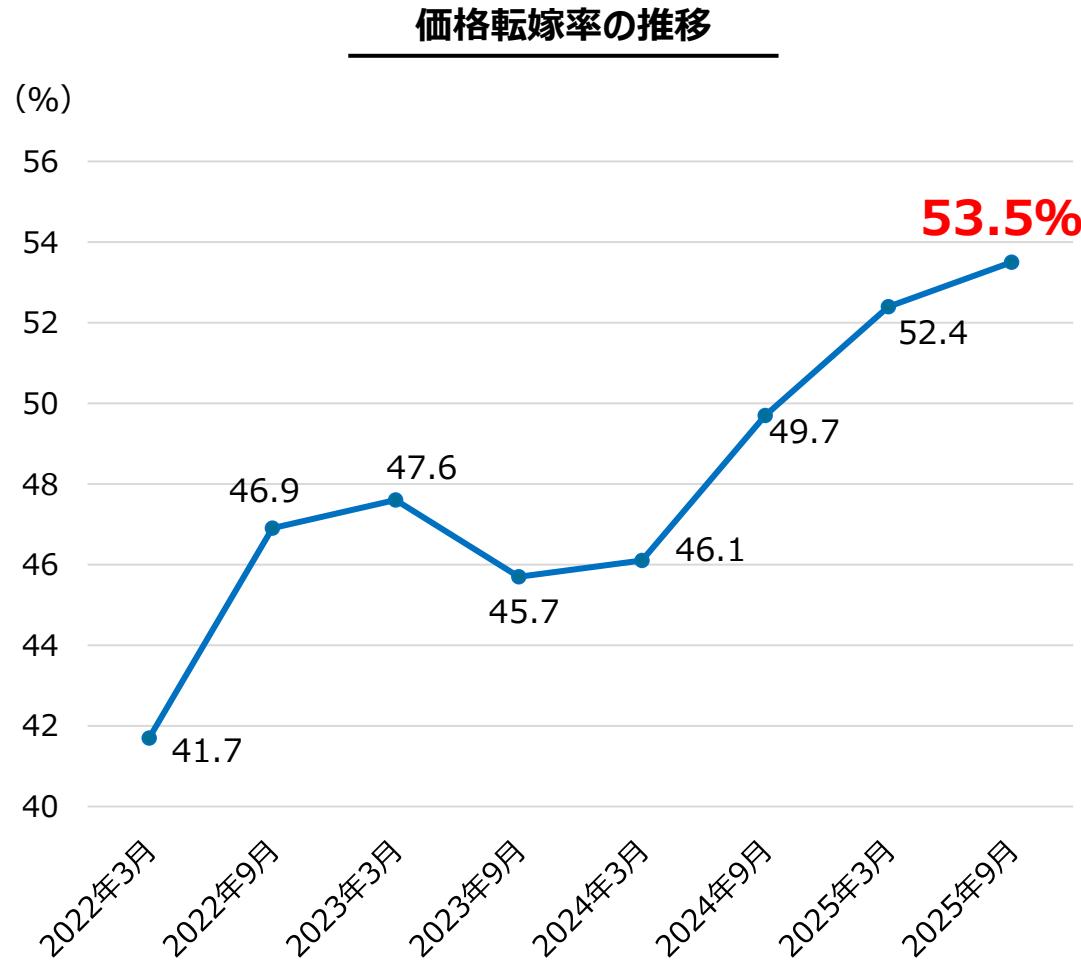
③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ53.5%と道半ば。業種別にも差がある状況。



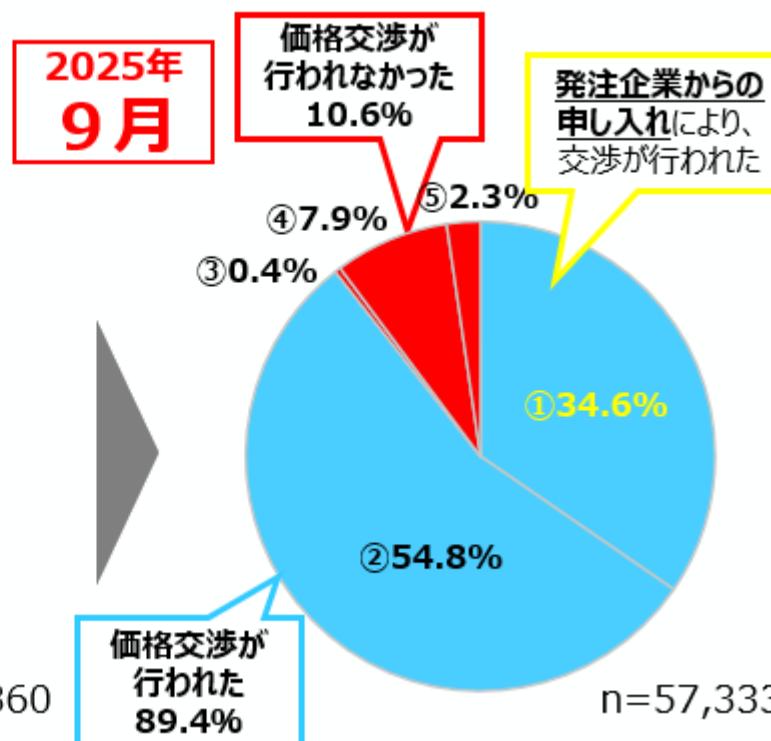
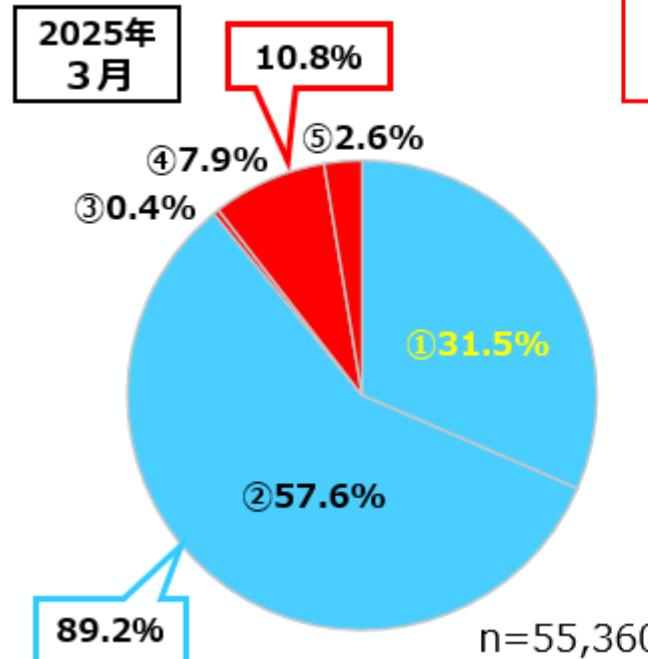
業種別の価格転嫁率

業種別	2025年9月	
	コスト増に対する転嫁率	(%)
1位 化学	↑	53.5% (52.4%)
2位 電機・情報通信機器	↑	66.7% (64.8%)
3位 機械製造業	↑	60.6% (58.4%)
3位 造船	↑	59.4% (56.2%)
5位 食品製造業	↓	59.3% (60.3%)
6位 自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)
7位 飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)
8位 金融・保険	↑↑	56.2% (51.1%)
9位 金属	↑	54.2% (50.9%)
10位 卸売	↓	54.1% (54.4%)
11位 小売	↑	54.0% (52.5%)
12位 建設	↑	53.2% (52.6%)
13位 鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)
14位 電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)
15位 運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4% (51.5%)
16位 不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)
17位 情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)
18位 石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)
18位 紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)
20位 印刷	↑	49.9% (47.7%)
21位 生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)
22位 繊維	↑	48.1% (47.5%)
23位 建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)
24位 製薬	↓↓	46.7% (64.1%)
25位 通信	↑↑	46.6% (37.7%)
26位 広告	↑	43.4% (38.7%)
27位 農業・林業	↓	42.3% (45.0%)
28位 廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)
29位 放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)
30位 トラック運送	↓	34.7% (36.1%)
その他	—	—

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
 - 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



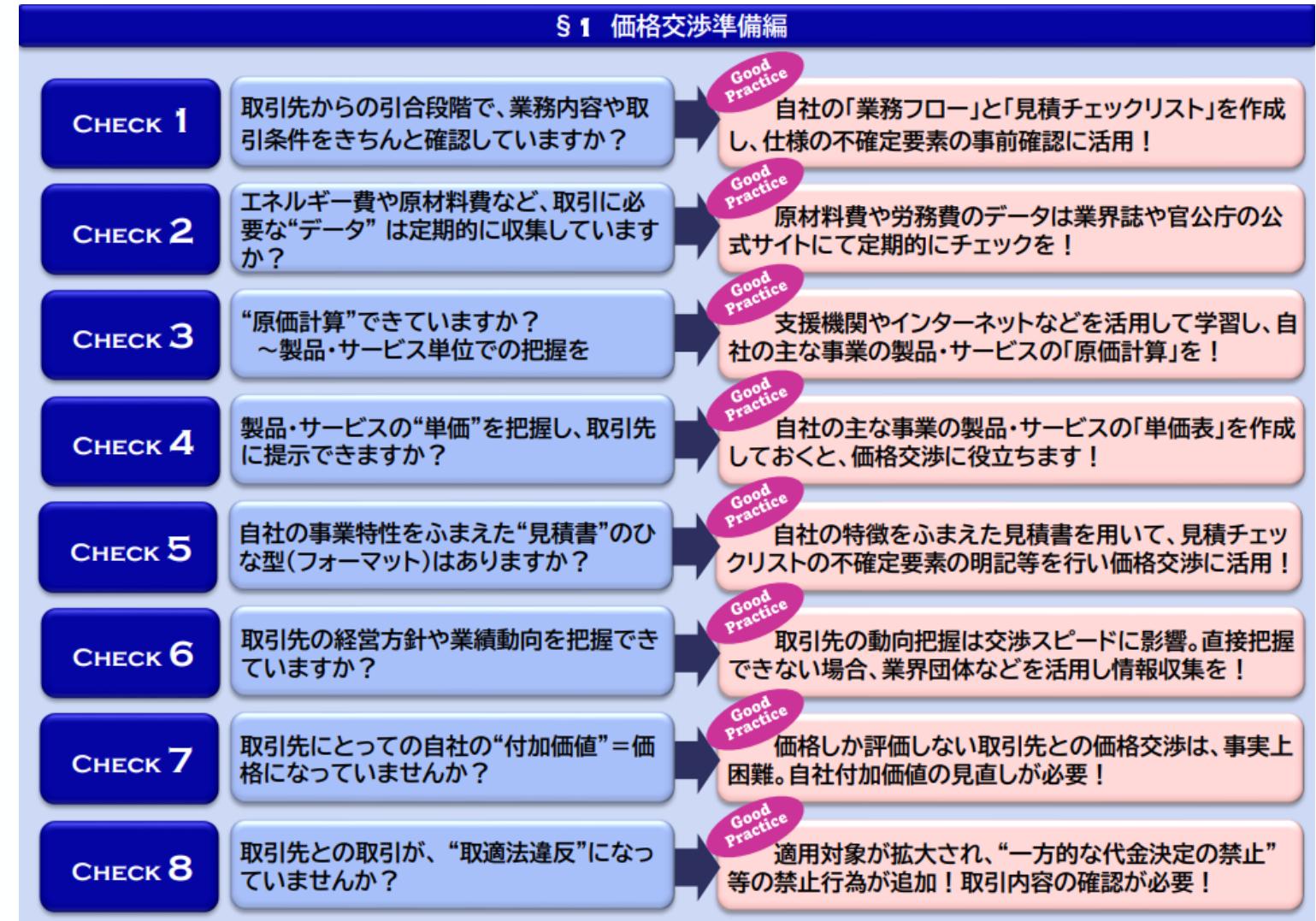
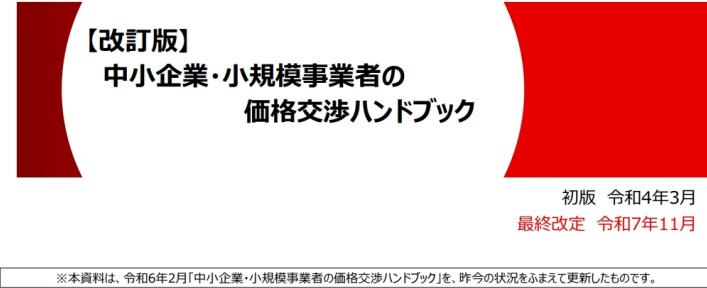
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。

※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

価格交渉ハンドブック

- 交渉準備編と交渉実践編で構成しています。
- 交渉を成立させるためのノウハウを整理しています。

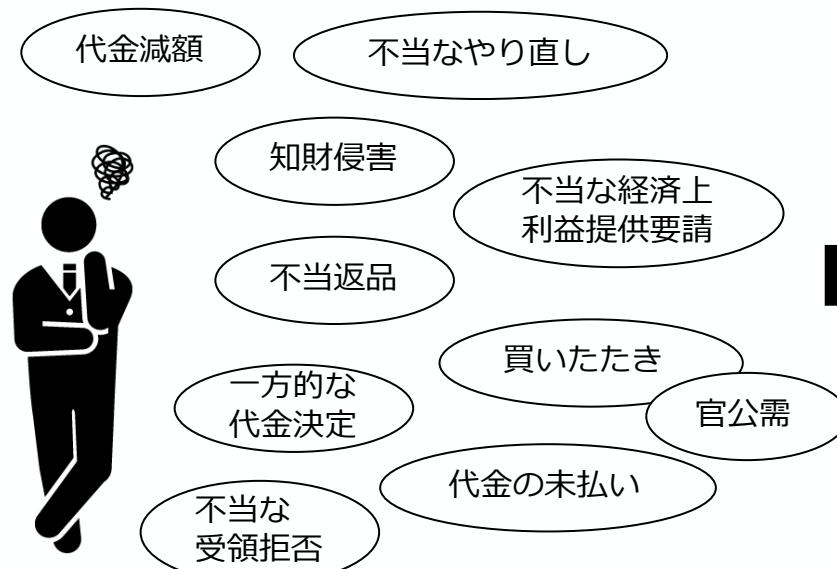


取引かけこみ寺

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置。
- 代金の減額や買いたたきといった取引上の悩みに関する様々な相談を受け付け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う。年間11,000件超の相談に対応。（2024年度）
- 令和7年6月に、官公需に関する相談の受付も開始。

相談無料

秘密厳守



全国48か所

匿名相談可能

- 弁護士による無料相談
- 裁判外紛争解決手続 (ADR)
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報
- 地方公共団体における官公需相談窓口を紹介

パートナーシップ構築宣言

- 2026年1月時点で全国8万3千社以上が宣言（年間約2万社が新規に宣言） うち、広島県：1967社
- 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
- 主に（1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、（2）受託中小企業との望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守の2点を宣言し、特設ポータルサイトで公表します。
- 宣言公表企業は国等の一部補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられます。
- 宣言文にはひな形が用意されていますが、任意記載欄も設けられています。独自の取組も盛り込んでぜひ宣言を行いましょう。

※振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、定められたものです。



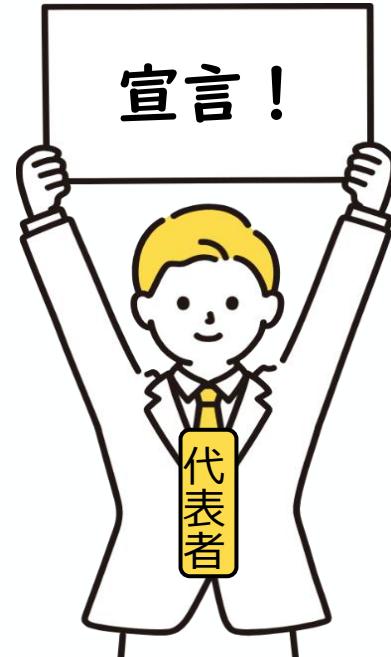
大企業・中小企業に関わらず
サプライチェーン全体での連携



原材料費やエネルギーコストを適正に転嫁
適正価格での取引実現



支払いは可能な限り現金で！
製造委託等代金の
支払条件改善



パートナーシップ構築宣言ポータルサイト



「応援します！#パートナーシップ構築宣言」「パパパパ宣言！#」

中国経済産業局ではHP「応援します！#パートナーシップ構築宣言」、note「パパパパ宣言！」と題して、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係の構築に向けた取組を進める企業を応援し、宣言の輪を拡大し、「イコールパートナー」を地域の文化とするため、中国地域内の好事例をHPで紹介しています。



人とペットの幸せをカタチに

パリパリ宣言 #1
株式会社モリシタ
代表取締役 森下 学 犬 ローズ

人とペットの幸せをカタチに—— 株式会社モリシタ | パパパパパ宣言！#

エシカルな眠り、
していますか

イシケン株式会社
代表取締役 石川 倫之



「エシカルな眠り」していますか——
イシケン株式会社 | パパパパパ宣言！#
2



	<p>1 くりーむパンの八天堂</p> <p>株式会社八天堂は、「食のイノベーションを通した人づくりの会社」を標榜。人のため、社会のため、そして未来のためにイノベーションで付加価値を積み重ねる。事業に関する取引先の利益・満足もめざす三方よしのプラススパイラルに繋がる製品づくりを目指しています</p> <p>> 株式会社八天堂の取組 (PDF形式: 1,334KB) </p> <p>> パートナーシップ構築宣言: 2021年10月8日 </p>
	<p>2 ジーンズメーカーのベティスマス</p> <p>株式会社ベティスマスは、岡産ジーンズ発祥の地と言われる児島で、昔からの頼なじみとのコミュニケーションを大切にしつつ、若手職人の育成や異業種との連携に力を入れ、ジーンズの文化を創造している企業です。</p> <p>> 株式会社ベティスマスの取組 (PDF形式: 981KB) </p> <p>> パートナーシップ構築宣言: 2024年1月31日 </p>
	<p>3 グラスビーズのTOHOBEADS</p> <p>TOHOBEADSは、ガラス製で劣化しにくく色ムラもない、グラスビーズを製造している企業。</p> <p>取引先は、自社製品の製造に不可欠な、「そこにしかない原材料」を取り扱っているところが多く、日頃から関係性を大切に、共存共栄を図っている。</p> <p>> トーホー株式会社の取組 (PDF形式: 843KB) </p> <p>> パートナーシップ構築宣言: 2024年8月2日 </p>
	<p>4 「セカイヲ軽クスルカンパニー」リョービ</p> <p>リョービ株式会社は、自動車部品などに使われるアルミダイカスト製品を製造する企業です。「技術と信頼と挑戦で、健全で活力に満ちた企業を築く」という企業理念の実現を重視しており、協力会社や得意先とのパートナーシップを強化しながら、ともに成長することを目指しています。</p> <p>> リョービ株式会社の取組 (PDF形式: 970KB) </p> <p>> パートナーシップ構築宣言: 2022年3月24日 </p>
	<p>5 海の技術を陸へ、発泡スチロール樹脂のマリンフロート</p>

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/chusho/torihiki.html#07>
<https://chugoku-meti-gov.note.jp/all>

中小企業省力化投資補助金

簡易で即効性のある
省力化投資に **力タログ注文型** [随時申請 受付中]

補助率 **1/2** 補助上限額 **最大1,500万円**

● 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
● 申請手順が簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
● 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!
販売事業者数 **2,000超**

補助対象(カタログ掲載) 製品のカテゴリ例 ▶ **どんどん追加中!**

清掃ロボット、券売機、無人搬送車(AGV-AMR)、オートラベラー、5軸制御マシニングセンタ

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

登録カテゴリ数 **100超 (1,300品)** (※2025年9月現在)

スチームコンベクションオーブン、測量機、印刷用インキ自動計量装置、バランサ装置

一部の省力化製品は、複数登録されていますので、あわせて申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる **一般型** [公募回別]

補助率 **中小企業 1/2 | 小集団・再生 2/3** 補助上限額 **最大1億円**

● オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。

● 公募回別で、省力化指標などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。

● 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

オーダーメイドで設備導入が可能

例えば、通信販売事業で

機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、現場に合わせ、自動検査機・倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small
中小機構

カタログ注文型 [随時申請 受付中]

● 補助対象となる事業
中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 申請から事業完了までの流れ

公募(随時) → カタログ → 省力化製品を登録する申請 → 審査 → 補助金の請求と交付決定 → 補助事業開始 → 確定検査 → 補助金請求 → 補助金支払い → 効果報告(3年間)

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件
事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。
※上記①②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の対象となります。

一般型 [公募回別]

● 補助対象となる事業
中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、労働生産性 年平均成長率4%向上を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 労働生産性の年平均成長率が4%以上増加
● 1人当たり給与と支給総額の年平均成長率が3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
● 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
● 次世代育成支援対象者定義に基づく「新規事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件全てを満たす3~5年の事業計画に取り組むこと」
※最低賃金引き上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、③のととります。※3~5年の事業計画に基づき新規事業を実施していくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成績を確認します。
※基本要件などは別途規定があります。

● 申請から事業完了までの流れ

公募(公募回別) → 交付手続き → 補助事業実施期間 → 終了後

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件
2024年10月から2025年9月までの間で、当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3ヶ月以上あること。
※小規模・再生事業者は該く。

カタログ注文型・一般型 それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smri.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくある質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**
IP電話などから **03-4335-7595**

カタログ注文型 省力化製品に関する工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録 サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)
※電話料がかかるります。流れ入りますと、黙らざる場合は、しづらなくてからおかけ直しください。

QRコード

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。
詳しくは上記ホームページをご確認ください。

課題の把握(賃上げ・最賃対応特設サイト)



中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、
賃上げ・最賃対応の特設サイトを10月30日(木)に公開。
(<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/index.html>)

<内容>

- ・自社の賃上げ額をまず知っていただく。
- ・商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討していただく。
- ・賃上げ原資の確保のためのヒントを提供。
 - 価格交渉・価格転嫁したい
 - 売上増加・生産性向上したい
 - IT導入・省力化したい
 - 経営改善・事業再生・再チャレンジしたい
 - 事業承継を進めたい。
- ・上記の5つの対策のイメージの漫画、企業の事例、相談窓口、関連する補助金等の施策の紹介

1. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】**
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】**
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】**
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】**
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】**
 - 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】**
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】**
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- **信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】**
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】**
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】**
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- **局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】**
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① 食料品の物価高騰に対する特別加算</p> <p>米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援</p>	<p>⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p> <p>経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援</p>
<p>② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援</p> <p>低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p>	<p>⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援</p> <p>※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>④ 消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援</p> <p>※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。</p>	<p>⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援</p>
<p>⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p> <p>家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p> <p>地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的 :

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要 :

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

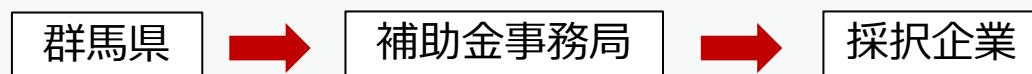
✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

2,700,000千円

✓執行スキーム :



関連する主な国の支援策等 :

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的 :

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業の生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

✓事業概要 :

- ①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
 - ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
 - ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額 :

約250,000千円

※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム :

